

農業農村整備を通じた流域治水の推進

奈良県における取組

【担当省庁】農林水産省



令和7年度当初予算で**防災重点ため池整備等にかかる農村地域防災減災事業予算を要望どおり確保いただいたことに感謝。**

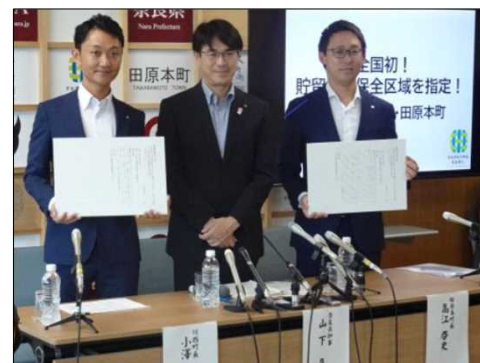
1. 流域治水の推進

【現状】

- 県では昭和58年より大和川流域において、**河川部局と連携して農部局においても流域治水対策を実施。**
- 農部局では、管理者の協力のもと、ため池や水田を利用した「貯める対策」を実施。（ため池・水田による対策量 1,635千m³）
- 貯留機能保全区域の指定により、農地・農業用施設の貯留機能保全には継続的な営農が必要



ため池を活用した治水利用



貯留機能保全区域に全国初指定
(奈良県知事、川西町長、田原本町長合同記者会見)

【課題】

- 農業者の減少や高齢化により、施設の維持管理が負担
- 貯留機能保全区域の指定による農業者のメリットがない

国にお願いすること

1. 治水対策へ取り組む管理者への支援

- 多面的機能支払交付金において、ため池等を活用し治水対策を行う組織については、面積当たりではなく、**施設単位での交付金加算制度の創設**
- 多面的機能支払交付金のうち、**ため池を活用した治水対策**を目的とする交付金についても田んぼダムと同様に、**国土強靱化対策**と位置付け、別途予算を確保



ため池の維持管理



田んぼダムによる治水対策

2. 貯留機能保全区域に指定された農地を対象とする支援

- 貯留機能保全区域において営農を継続し、農地が有する貯留機能を保全していくための支援策の創設
 - ・ 貯留機能保全区域において継続的な営農を行うための基盤整備に対する**新たな補助事業制度の創設**
 - ・ 多面的機能支払交付金において、貯留機能保全区域に対する**加算措置**の追加

貯留機能保全区域の様子

